

令和3年度 第1回 上球磨地域事業所連絡会

令和3年5月●日
WEB + ●●●●●●

本日の流れ

(1) 上球磨地域事業所連絡会について

- ① 連絡会の目的
 - ② 今後の開催内容(案)
- ### (2) 災害時の介護分野の連携について
- ① 災害時の連携・情報共有方法の確立
 - ② 福祉避難所の確保と条件等の統一化
- ### (3) その他

(1) 上球磨地域事業所連絡会について

① 連絡会の目的

上球磨地域にある介護関係施設、介護サービス事業所等と行政、地域包括支援センター相互の **情報交換や連携体制を確立する機会**とし、地域包括ケアシステム構築のさらなる推進に向けた取り組みや介護保険制度を円滑に実施するための規範的統合の場とする。

(1) 上球磨地域事業所連絡会について

② 今後の開催内容(案)

- 地域課題の共有と解決策の検討
- 在宅医療介護連携推進に向けた取り組み
- 各種研修会の企画、開催(看取り・感染症など)
- 災害に備えた対応や連携体制の構築
- その他

※事業所連絡会開催前に、『**代表者会**』を行い内容を検討。
⇒地域包括ケアシステム構築に向けて、事業所連絡会の意見を反映できるようにする。
代表者会に参加希望される方は上球磨地域包括までご連絡ください。

令和3年度介護報酬改定で示された内容にも対応

1. ① 感染症対策の強化

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
 - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

1. ③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用の方々の安全の確保に不可欠なものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用サービスに対して必要なサービスが法的・制度的に提供されることが必要。
- 必要なサービス継続のために、また、仮に一時中断した場合であっても利用者の安全確保を図るためには、また、仮に一時中断した場合であっても利用者の安全確保を図るためには、事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインを作成した。

（参考）厚生労働省「業務継続計画（BCP）ガイドライン」

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン

- ★ **ポイント**
 - 介護施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画の策定、その実施、見直し及び平時からの研修・練習を行うことは、サービス提供に不可欠な業務継続計画（BCP）として位置づけられる。
 - 介護施設・事業所は、BCPの策定・実施に際しては、利用者や職員の安全を最優先とし、サービスの継続を最優先とする。
 - 介護施設・事業所は、BCPの策定・実施に際しては、関係機関との連携を重視する。
- ★ **主な内容**
 - 緊急時における業務継続計画の策定
 - 緊急時における業務継続計画の実施
 - 緊急時における業務継続計画の見直し

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン

- ★ **ポイント**
 - 介護施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画の策定、その実施、見直し及び平時からの研修・練習を行うことは、サービス提供に不可欠な業務継続計画（BCP）として位置づけられる。
 - 介護施設・事業所は、BCPの策定・実施に際しては、利用者や職員の安全を最優先とし、サービスの継続を最優先とする。
 - 介護施設・事業所は、BCPの策定・実施に際しては、関係機関との連携を重視する。
- ★ **主な内容**
 - 緊急時における業務継続計画の策定
 - 緊急時における業務継続計画の実施
 - 緊急時における業務継続計画の見直し

《事業所連絡会》

○年4回開催予定(5月・8月・11月・2月)

第●● 曜日 13:30～14:30

(定例開催⇒日程調整・参加が容易になる)

○運営(事務局)について

当初は、上球磨地域包括支援センターが担う。

※今後、施設や介護保険事業所等で担当していただくなど検討を進める。

(2) 災害時の介護分野の連携について

① 災害時の連携をテーマにした理由

令和2年7月豪雨災害を経験し、表面化した『課題』をそのままにせず『改善・解決』へ

⇒ 特に、災害弱者である高齢者支援において、施設・事業所・行政・地域包括の連携と情報共有が重要。

⇒ 知恵を出し合い、災害に備える。みんなの力が必要。

令和2年7月豪雨災害で表面化した課題など

○上球磨地域

① 固定電話が不通となった際の対応に苦慮

・事業所の被災状況・運営状況を把握するのが困難

・高齢者の安否確認が困難(システム障害にて連絡先等の情報確認できず)

② 情報共有方法が定まっていない(被災状況・避難所設置・安否確認状況)

・介護事業所⇄介護事業所、介護事業所⇄行政

・災害時、パタパタしているところと同じような問い合わせがある。

⇒**災害時の連携・情報共有方法の確立**

代表者会で出された課題を追加

令和2年7月豪雨災害で表面化した課題など

○球磨村後方支援の際の気づき

・被災直後、医療チーム(医師・看護師等)は充実しているが、介護・福祉分野を統括するリーダーがおらず混乱。

⇒**早期に介護・福祉分野のリーダー又は統括チームの設置が必要。**

・福祉避難所の設置について、協定を結んでいない受け入れ施設から費用や条
件、期間などについて不安の声が聞かれた。

⇒**費用・条件などについて上球磨地域で統一化できないか。**

・避難所への介護士への配置が必要(トイレ・入浴介助など)。後にDCAT配置。

・高齢者の場合、避難後すぐにADLを把握し必要に応じて福祉用具の調整など
が必要。簡易ベッドからの立ち上がりの際の転倒あり。

令和2年7月豪雨災害で表面化した課題など

○人吉球磨地域包括支援センター連絡会で出された課題

・固定電話不通となり連絡が取れない。家族の連絡先などを最新のものにしてお
く必要があった。(システムが使えない場合を想定して情報を安全な方法で保管)

・事業所の電話も不通。個人の携帯のやり取りもあつとので、今回の被災経験をも
とに事業所も携帯電話を準備し、緊急時に連絡が取れる体制を作りたい。

・停電などのライフラインの遮断、道が通れず行政機能がダウンすることなど最悪
な状況を想定できておらず準備が不足していた。

・福祉避難所の理解。一般避難所と福祉避難所の区別、避難者の調整、対応を
どうするか理解した上でトリアージが必要。

令和2年7月豪雨災害で表面化した課題など

○人吉球磨地域包括支援センター連絡会で出された課題

・福祉避難所の確保。村内だけでは対応できない。大きな災害を想定してどこ
に確保するか決めておく必要がある。

・他市町村の包括同士、包括と施設との連携が必要。災害時、緊急時に受け入
れを調整するのは一つの自治体だけでは難しい。

・福祉避難所利用者についてはアセスメント、トリアージの統一。それぞれの市
町村のやり方ではなく、緊急時の対応の統一を図る。地元の災害支援チームの
ような形でチームを編成したり訓練ができればよい。

(上球磨地域) 早期に解決すべき課題

- ① 災害時の連携・情報共有方法の確立
- ② 福祉避難所の確保と条件等の統一化

(上球磨地域) 今後取り組んでいきたいこと

- 介護分野の災害時連携マニュアル
- 災害訓練の実施
- 介護・福祉分野のリーダー又は統括チームの設置

(2) 災害時の介護分野の連携について ② - 1 災害時の連携・情報共有方法の確立

- ・ 災害時の連携・情報共有方法の検討
- ・ 災害時、緊急時連絡先(携帯電話番号)一覧の作成。(毎年4月更新)
- ・ 情報共有シートの作成

災害時の連携・情報共有方法の検討

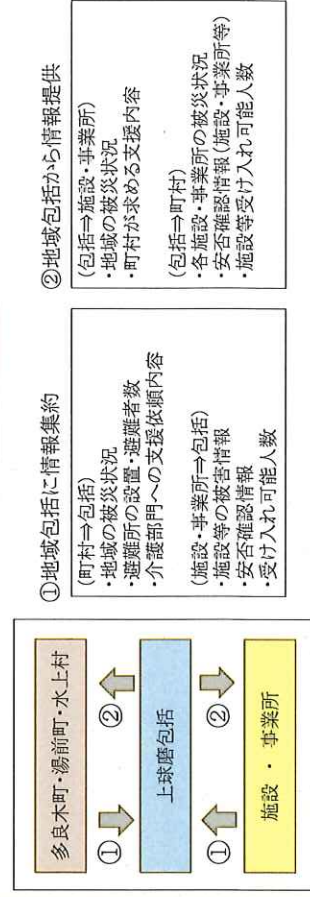
令和2年7月豪雨災害時の対応



情報収集に時間がかかり、必要な業務に支障が出る。

災害時の連携・情報共有方法の検討

今後の連携・情報共有(案)
あらかじめ、共有すべき内容をまとめた『**情報共有シート**』にて災害後直ちに共有



(2) 災害時の介護分野の連携について
② - 2. 福祉避難所の確保と条件等の統一化

○3町村が協定を結んでいる福祉避難所とその内容